

令和2年

# 12月定例会提案議案概要

11月20日送付

## 24議案

- ・補正予算 7議案
- ・条例 11議案
- ・その他議案 6議案



補正予算関係

議案第116号 令和2年度長浜市一般会計補正予算（第9号）

議案第117号 令和2年度長浜市国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第3号）

議案第118号 令和2年度長浜市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第119号 令和2年度長浜市休日急患診療所特別会計補正予算（第1号）

議案第120号 令和2年度長浜市病院事業会計補正予算（第3号）

議案第121号 令和2年度長浜市老人保健施設事業会計補正予算（第1号）

議案第122号 令和2年度長浜市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

条例関係

所管課	内 容								
人事課	<p><b>議案第 123 号 長浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について</b></p> <p>職員のワークライフバランスの向上や離職防止を目的として、不妊治療に係る休暇制度を創設するため、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>【改正内容】</p> <p>(1) 既存の介護休暇の名称変更及び類型化</p> <table border="1" data-bbox="512 526 1197 721"> <thead> <tr> <th>現行</th> <th>改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○介護休暇</td> <td>○家庭支援休暇 ・ 介護休暇 ・ 不妊治療休暇</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 不妊治療休暇の概要</p> <table border="1" data-bbox="512 768 1082 869"> <tbody> <tr> <td>取得期間</td> <td>1 回の申請につき 6 月以内</td> </tr> <tr> <td>給 与</td> <td>無給</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施行日】 令和 3 年 1 月 1 日</p>	現行	改正案	○介護休暇	○家庭支援休暇 ・ 介護休暇 ・ 不妊治療休暇	取得期間	1 回の申請につき 6 月以内	給 与	無給
現行	改正案								
○介護休暇	○家庭支援休暇 ・ 介護休暇 ・ 不妊治療休暇								
取得期間	1 回の申請につき 6 月以内								
給 与	無給								
人事課	<p><b>議案第 124 号 長浜市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部改正について</b></p> <p>特別職の職員の給与に関する法律の改正内容に準じて、本市特別職の期末手当の支給月数を改定するため、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>【改正内容】</p> <p>特別職の職員に対する期末手当の支給月数の引下げ</p> <table border="1" data-bbox="512 1205 1329 1305"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間</td> <td>3.40 月</td> <td>3.35 月 (△0.05 月)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和 2 年度支給分より適用</p> <p>【その他】</p> <p>長浜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例において、本条例の規定を引用していることから、今改正により、議員の期末手当の支給月数が同時に改正されます。</p> <p>【施行日】 令和 2 年 12 月 1 日</p> <p>ただし、令和 3 年度以降支給分は令和 3 年 4 月 1 日施行</p>		現行	改正案	年間	3.40 月	3.35 月 (△0.05 月)		
	現行	改正案							
年間	3.40 月	3.35 月 (△0.05 月)							
人事課	<p><b>議案第 125 号 長浜市職員の給与に関する条例等の一部改正について</b></p> <p>令和 2 年 10 月の国家公務員の給与改定に関する人事院勧告を踏まえ、職員の給与改定を行うため、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>【主な改正内容】</p> <p>一般職等の職員に対する期末勤勉手当の支給月数の引下げ</p> <table border="1" data-bbox="512 1881 1329 1982"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間</td> <td>4.50 月</td> <td>4.45 月 (△0.05 月)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和 2 年度支給分より適用</p>		現行	改正案	年間	4.50 月	4.45 月 (△0.05 月)		
	現行	改正案							
年間	4.50 月	4.45 月 (△0.05 月)							

	<p>&lt;参考&gt; 本改正に伴う影響額：△21,200千円</p> <p>■改正条例名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長浜市職員の給与に関する条例</li> <li>・長浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例</li> <li>・長浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例</li> </ul> <p>【その他】</p> <p>会計年度任用職員に対する期末手当の支給月数については、募集時点で現行の支給内容を示しているため、令和2年度支給分は改定せず、令和3年度以降の支給割合のみ改定します。</p> <p>【施行日】令和2年12月1日</p> <p>ただし、令和3年度以降支給分は令和3年4月1日施行</p>						
人事課	<p><b>議案第126号 長浜市恩給条例の一部改正について</b></p> <p>年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律により、労災年金担保貸付事業が廃止されることに伴い、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>【改正内容】</p> <p>恩給等を受ける権利を、一部金融機関に対して担保に供することができる規定の削除</p> <p>【施行日】令和4年4月1日</p>						
財政課	<p><b>議案第127号 長浜市督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正について</b></p> <p>地方税法及び租税特別措置法が一部改正されることに伴い、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>【主な改正内容】</p> <p>(1) 条例附則第2項において、法より引用している文言の変更</p> <table border="1" data-bbox="512 1339 1350 1538"> <thead> <tr> <th>現行</th> <th>改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特例基準割合</td> <td>延滞金特例基準割合</td> </tr> <tr> <td>租税特別措置法第93条第2項 規定により告示された割合</td> <td>租税特別措置法第93条第2項 に規定する平均貸付割合</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 延滞金の割合の下限設定</p> <p>附則第2項の適用がある場合、延滞金の割合が年0.1%未満となるときは年0.1%とする。</p> <p>【施行日】令和3年1月1日</p>	現行	改正案	特例基準割合	延滞金特例基準割合	租税特別措置法第93条第2項 規定により告示された割合	租税特別措置法第93条第2項 に規定する平均貸付割合
現行	改正案						
特例基準割合	延滞金特例基準割合						
租税特別措置法第93条第2項 規定により告示された割合	租税特別措置法第93条第2項 に規定する平均貸付割合						
保険医療課	<p><b>議案第128号 長浜市国民健康保険条例の一部改正について</b></p> <p>国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和3年1月1日から施行されることに伴い、国民健康保険料の軽減判定基準を見直し、税制改正による国民健康保険料軽減判定への影響が及ばないようにするため、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>【改正内容】</p> <p>(1) 保険料軽減基準額の基礎控除額の引き上げ</p> <p>現行：33万円 → 改正案：43万円</p>						

	<p>(2) 保険料軽減基準額への加算の新設 被保険者のうち、一定の給与所得者及び公的年金等受給者(給与所得者等)の数の合計から1を減じて得た数に10万円を乗じた金額を加える。 (給与所得者等の数-1) × 10万円</p> <p>【施行日】 令和3年1月1日</p>						
下水道施設課	<p><b>議案第129号 長浜市農業集落排水処理施設条例の一部改正について</b></p> <p>長浜市下水道ビジョンに基づき、公共下水道に接続した農業集落排水処理施設の用途を廃止するため、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>【改正内容】 廃止する施設：今地区農業集落排水処理施設</p> <p>【施行日】 令和3年2月1日</p>						
下水道総務課	<p><b>議案第130号 長浜市公共下水道事業に係る受益者の負担に関する条例の一部改正について</b></p> <p>地方税法及び租税特別措置法が一部改正されることに伴い、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>【主な改正内容】</p> <p>(1) 条例附則第4項において、法より引用している文言の変更</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現行</th> <th>改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特例基準割合</td> <td>延滞金特例基準割合</td> </tr> <tr> <td>租税特別措置法第93条第2項規定により告示された割合</td> <td>租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 延滞金の割合の下限設定 附則第4項の適用がある場合、延滞金の割合が年0.1%未満となるときは年0.1%とする。</p> <p>【施行日】 令和3年1月1日</p>	現行	改正案	特例基準割合	延滞金特例基準割合	租税特別措置法第93条第2項規定により告示された割合	租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合
現行	改正案						
特例基準割合	延滞金特例基準割合						
租税特別措置法第93条第2項規定により告示された割合	租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合						
防災危機管理局	<p><b>議案第131号 長浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について</b></p> <p>年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律により、労災年金担保貸付事業が廃止されることに伴い、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>【改正内容】 傷病補償年金等を受ける権利を、一部金融機関に対して担保に供することができる規定の削除</p> <p>【施行日】 令和4年4月1日</p>						
スポーツ振興課	<p><b>議案第132号 長浜市民スポーツ施設条例の一部改正について</b></p> <p>長浜伊香ツインアリーナの整備による市内体育館の機能集約に伴い、施設の老朽化及び耐震性の不足するびわ体育館を廃止するため、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>【改正内容】 廃止する施設：びわ体育館（施設所在地：長浜市早崎町1479番地）</p> <p>【施行日】 令和3年4月1日</p>						

都市計画課	<p><b>議案第 133 号 長浜市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について</b></p> <p>地区計画の原案の申出があった祇園十四ハタチ地区地区計画について、地区計画に定める地区整備計画を条例に位置づけ、区域内における建築物の制限に関する事項を建築基準法に基づく制限とするため、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p><b>【主な改正内容】</b></p> <p>(1) 適用区域に関する事項 祇園十四ハタチ地区地区整備計画区域を追加</p> <p>(2) 計画区域に関する事項 建築物の制限として次の事項を規定</p> <p>① 建築物の用途の制限に関する事項 ② 建築物の容積率の最高限度に関する事項 ③ 建築物の建ぺい率の最高限度に関する事項 ④ 建築物の敷地面積の最低限度に関する事項 ⑤ 壁面の位置の制限に関する事項 ⑥ 壁面の位置の制限の適用除外に関する事項 ⑦ 建築物の高さの最高限度に関する事項</p> <p><b>【施行日】</b> 祇園十四ハタチ地区地区計画の都市計画の決定の告示日</p>
-------	---

その他の事件関係

所管課	内 容
総合政策課	<p><b>議案第 134 号 長浜市教育大綱の策定について</b></p> <p>長浜市教育大綱を策定するにあたり、長浜市議会の議決すべき事件等に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。</p>
契約検査課 (スポーツ 振興課)	<p><b>議案第 135 号 工事請負契約について</b></p> <p>契約の目的 : 長浜伊香ツインアリーナ第 2 期整備工事 (土木) 契約の方法 : 一般競争入札 契約の金額 : 218,977,000 円 契約の相手方 : 長浜市下之郷町709番地 アクア株式会社 代表取締役 西村 邦彦</p>
市民活躍課	<p><b>議案第 136 号 湯田まちづくりセンターの指定管理者の指定について</b></p> <p>地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものです。</p> <p>公の施設の名称 : 湯田まちづくりセンター 指定管理者の名称等 : 長浜市内保町 2645 番地 浅井湯田地域づくり協議会 会長 清水 峯生</p> <p>指定期間 : 令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで</p>

市民活躍課	<p><b>議案第 137 号 下草野まちづくりセンターの指定管理者の指定について</b></p> <p>地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものです。</p> <p>公の施設の名称：下草野まちづくりセンター</p> <p>指定管理者の名称等：長浜市北ノ郷町 105 番地 下草野地区地域づくり協議会 会長 清水 庄衛</p> <p>指定期間：令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで</p>
地域医療課	<p><b>議案第 138 号 指定管理者の指定に係る議決事項の一部変更について</b></p> <p>地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、平成 29 年議案第 119 号で議決を得て指定した浅井東診療所の指定管理者の指定に係る議決事項を変更することについて、議会の議決を求めるものです。</p> <p>公の施設の名称：浅井東診療所</p> <p><b>【変更事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定管理者の変更 <ul style="list-style-type: none"> <li>変更前：北海道登別市若草町 4 丁目 24 番地 1 医療法人 若草ファミリークリニック 理事長 草場 鉄周</li> <li>変更後：北海道札幌市東区北 41 条東 15 丁目 1-18 医療法人 北海道家庭医療学センター 理事長 草場 鉄周</li> </ul> </li> </ul>
地域医療課	<p><b>議案第 139 号 指定管理者の指定に係る議決事項の一部変更について</b></p> <p>地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、平成 31 年議案第 44 号及び令和 2 年議案第 76 号で議決を得て指定した浅井診療所の指定管理者の指定に係る議決事項を変更することについて、議会の議決を求めるものです。</p> <p>公の施設の名称：浅井診療所</p> <p><b>【変更事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定管理者の変更 <ul style="list-style-type: none"> <li>変更前：北海道登別市若草町 4 丁目 24 番地 1 医療法人 若草ファミリークリニック 理事長 草場 鉄周</li> <li>変更後：北海道札幌市東区北 41 条東 15 丁目 1-18 医療法人 北海道家庭医療学センター 理事長 草場 鉄周</li> </ul> </li> <li>・ 指定期間の変更 <ul style="list-style-type: none"> <li>変更前：平成 31 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで</li> <li>変更後：平成 31 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで</li> </ul> </li> </ul>

## 第116号 令和2年度長浜市一般会計補正予算(第9号)の概要

### 一般会計

(単位:千円)

区 分	予算額	財 源 内 訳			
		国県支出金	市債	その他	一 般
現計予算額	70,116,059	23,235,879	3,794,100	3,173,553	39,912,527
<b>12月補正予算額(第9号)</b>	<b>281,886</b>	<b>26,678</b>	<b>183,400</b>	<b>15,906</b>	<b>55,902</b>
				財政調整基金:18,281	前年度繰越金:37,621
補正後予算額	70,397,945	23,262,557	3,977,500	3,189,459	39,968,429

#### 1. 新型コロナウイルス感染症緊急ぐらし・経済対策に関するもの

**57,047**

○救急医療体制運営事業	新型コロナウイルス感染症対策支援交付金の追加	2,400【基金】2,400
○保健衛生総務管理事務経費	新型コロナウイルスに立ち向かう医療従事者を応援する基金積立金の追加	1,647【その他】1,647
○住宅建築改修等支援事業	在宅環境改善住宅改修支援事業助成金	10,000
○認定こども園園舎等維持管理経費	あざい認定こども園空調設備更新工事	34,000【国】8,689 【市債】17,100
○幼稚園園舎等維持管理経費	神照幼稚園遊戯室空調設備改修工事	9,000【国】3,030 【市債】5,900

#### 2. 補助採択等によるもの

**16,164**

○戸籍住民基本台帳管理事務経費	マイナンバーカード交付体制の更なる充実	13,754【国】13,754
○しょうがい者自立支援給付事業	しょうがい福祉システム改修	2,410【国】1,205

#### 3. 年度内に新たに予算措置が必要となったもの等

**208,675**

○職員給与費	人事院勧告に伴う給与改定及び異動等による人件費の減額	▲ 6,850
○人事管理事務経費	会計年度任用職員の雇用増加に伴う人件費の追加及び公務災害補償関係経費	24,583
○スポーツ施設整備事業	長浜伊香ツインアリーナ(第2期)整備工事(R2支払分)及びびわこ体育館解体工事	179,314【市債】160,400 【基金】11,859
○介護保険特別会計繰出金	介護保険システム改修等	10,193
○市営住宅管理事業	H30年台風21号による民家被害に対する損害賠償金	1,435

#### ■繰越明許費

○スポーツ施設整備事業	びわこ体育館解体工事	61,055	市民協働部スポーツ振興課
○かんがい排水事業	ため池ハザードマップ作成業務	14,200	産業観光部森林田園整備課
○雪寒対策費	木之本穴師線他消雪設備工事	33,000	都市建設部道路河川課
○住宅建築改修等支援事業	在宅環境改善住宅改修支援事業助成金	10,000	都市建設部住宅課
○認定こども園園舎等維持管理経費	あざい認定こども園空調設備更新工事	34,000	教育委員会事務局教育総務課
○幼稚園園舎等維持管理経費	神照幼稚園遊戯室空調設備改修工事	9,000	教育委員会事務局教育総務課

#### ■債務負担行為

○湯田まちづくりセンター指定管理料(R3-R5)	40,509	市民協働部市民活躍課
○下草野まちづくりセンター指定管理料(R3-R5)	30,117	市民協働部市民活躍課
○学校ICT支援員配置業務(R3-R4)	40,000	教育委員会事務局教育指導課

---

## 特別会計

第117号 長浜市国民健康保険特別会計(直診勘定)補正予算(第3号)	滋賀県新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金	200
	【債務負担】浅井診療所指定管理料[期間延長(R4)]	18,333
第118号 長浜市介護保険特別会計補正予算(第2号)	介護保険システム改修等	14,164
第119号 長浜市休日急患診療所特別会計補正予算(第1号)	滋賀県新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金	100

---

## 企業会計

第120号 長浜市病院事業会計補正予算(第3号)	滋賀県新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金	157,100
	外来患者脱3密環境改善事業、医療機器の購入等	179,173
	【債務負担】医療機器の購入(R3)	40,000
第121号 長浜市老人保健施設事業会計補正予算(第1号)	滋賀県新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金	2,700
第122号 長浜市公共下水道事業会計補正予算(第1号)	雨水幹線整備事業、県道事業に伴う施設移設工事等	37,897